

廿日市市総合教育会議傍聴取扱要領を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市総合教育会議傍聴取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市総合教育会議運営要綱（以下「運営要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、これを一般席及び市政記者席に分ける。

(一般席の定員)

第 3 条 一般席の定員は、1 0 人以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の開催場所の規模等を勘案して市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴の受付)

第 4 条 傍聴の受付は、所定の場所において、会議開始予定時刻の 3 0 分前から会議開始時刻の 1 0 分前までの間に行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下、「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。

3 傍聴券は、申込み順に交付する。

4 申込書には、住所及び氏名を記入しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときはこれを返還しなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類及び笛、太鼓、拡声器その他音の出る機材の類を携帯している者又は音を鳴らしている者
- (4) 引率者のいない12歳未満の者
- (5) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為を行うこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第7条 市長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場を命じるができるものとする。

2 傍聴人は、前項の規定により市長が退席を命じたとき又は運営要綱(平成27年6月26日施行)第5条の規定により会議を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議において定める。

附 則

この告示は、平成27年6月26日から施行する。